

(仮称) 滋賀県犯罪被害者等支援条例骨子(案)について

1. 背景

〔滋賀県における犯罪被害者等支援施策〕

- (1) 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例(H15.4施行)に基づく基本方針の中に
犯罪被害者や弱者の支援を位置付け
- (2) 犯罪被害者等基本法(H17.4施行)に基づく犯罪被害者等基本計画が策定(H17.12、第2
次：H23.3、第3次：H28.4閣議決定)
- (3) 滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針を策定(H19)
- (4) 犯罪被害者総合窓口を設置(H19)

相談件数が増加するなど着実に支援は進んできてはいるものの、一方で、依然として犯罪被害者等が二次的被害に苦しめられる事例があるなどの状況を踏まえ、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、県・市町・県民・関係団体等が連携し、県民総ぐるみにより犯罪被害者等の支援を総合的に推進していくため条例を制定しようとするもの。

2. 骨子(案)策定の経緯

- (1) 県民生活・土木交通常任委員会(7/6)
犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について〔報告事項〕
- (2) 支援関係機関・団体への条例制定に向けた意見照会(7/10～)
 - ①市町
 - ②滋賀県犯罪被害者等支援連絡協議会
 - ③「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議

3. 今後のスケジュール

- H29.11月 パブコメ実施
 - H30.2月 条例(案)上程
- ※適宜、状況を議会に報告

犯罪被害者等支援に関する課題・意見

1. 被害者等への理解について

- 加害者の人権が優先し、犯罪被害者等の人権がないがしろにされている。もっと犯罪被害者等の人権を尊重すべきで、犯罪被害者等の立場になって考えなければならないと思う。
- 犯罪被害者等のプライバシーに対する適切な配慮が必要である。
- 犯罪被害者等は直接的な被害だけでなく、その後、心身の不調や周囲の理解不足や中傷に苦しめられる状況に置かれていることを、県民一人一人がしっかりと認識し、社会全体で支援を行うことが重要である。

2. 家族等について

- 犯罪被害者への支援は充実しつつあるものの、その家族に対しての支援はいまだ不十分に感じる。犯罪被害者家族に関して、条例で支援規定を盛り込めるとよいのではないか。
- 直接的な被害を受ける被害者とともに、家族も精神的負担などによるストレス等、被害後に生じる二次的被害に苦しめられることへの対応が必要ではないか。

3. 行政等の連携について

- 被害を回復または軽減し、一日も早く元の平穏な暮らしに戻れるよう、途切れのない支援が必要だが、関係機関の連携が不十分である。
- 行政・民間・市民団体等の連携が不可欠であり、日常の情報交換等がどれだけとれているのかが、大きな鍵になると考える。
- 県と市町が相互の協力の下に連携して、犯罪被害者等支援を行っていくことが重要であることから、常に犯罪被害者等支援に関する情報を交換できる体制を整備することが必要だと思う。
- 大規模な事案への対応のあり方や各機関の体制強化等、被害者等支援ネットワーク機能の充実が必要である。
- 県には、各機関が連携して支援を行うための中心的役割を担っていただき、具体的支援が、県内にくまなくいきわたるようにしていただきたい。
- ワンストップで支援する体制が望ましいが、現状は、関係機関の連携でカバーせざるを得なく、利用者に過度の負担を強いている。
- 連携のための情報の一元化が重要で、犯罪被害者等支援コーディネーターの果たす役割が大きい。

4. 市町について

- 市町の責務（望ましい施策）を盛り込めないか（居住、見舞金、広報、啓発など）。
- 市町はどのように関与していくのか。

5. 支援時の配慮について

- 被害に遭って間もない犯罪被害者等に対する事情聴取時等の精神的負担軽減の配慮が必要である。

6. 守秘義務について

- 犯罪被害者等には、DV被害による避難者、児童虐待による避難児童もあり、一定の守秘義務規定を設けるべきではないか。

7. 人材の育成について

- 個人の尊厳を重んじているかどうか、支援従事者が自己点検、相互点検をしながら、支援のレベルを上げる定期的な研修を継続していきたい。
- 犯罪被害者等に接する支援従事者等の支援に差が生じないように定期的な研修等による人材育成が必要である。
- 各市町の窓口のスキルアップ研修等の実施が必要と思われる。
- 知的障害者は、被害に遭っても訴えることができない方が多く、常に支援をしている保護者であっても見落とす場合がある。知的障害や発達障害を理解した上で、専門性を有する支援従事者の育成が急務だと思う。

8. 支援従事者への支援について

- 支援従事者が犯罪被害者から話を聞くことで、犯罪被害者と同様の心理的外傷を受ける二次受傷の防止が課題である。

9. 性犯罪被害について

- 性犯罪は身体的なものだけに留まらず精神的な被害が長期間続くという特性を踏まえた支援体制の整備が課題である。
- 性犯罪の被害者に対しては、研修を受けた性犯罪被害者支援者看護職（SANE）が初期対応を24時間365日行っているが、そのSANEの育成と運用に対する十分な費用が課題である。
- 性暴力被害を未然に防ぐため、加害者にも被害者にもならないための性教育が重要である。

10. 周知・啓発について

- 犯罪被害者等支援に係る制度が一般県民に周知されていない。そのため、犯罪に巻き込まれても、その制度にたどりつかない結果となっているのではないか。
- ホームページだけでなく、広報誌等にも犯罪被害者等支援に関する情報を掲載するなど、犯罪被害者等に限定せず、広く県民に周知徹底していく工夫が必要である。

11. 財政支援について

- 支援団体の活動や犯罪被害者自身のための経済的支援の充実が必要である。
- 犯罪被害者等基本法第22条*¹および犯罪被害者等基本計画に規定する「民間支援団体の活動の促進を図るための財政面・税制面での措置」に関し、その援助を明記して欲しい。

*¹法第22条：国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(仮称)滋賀県犯罪被害者等支援条例骨子(案)

目的

県民みんなで犯罪被害者等を支える安心の滋賀をめざして

- 犯罪被害者等の支援について、基本理念を定めて県、県民、事業者および民間支援団体等の責務を明らかにする。
- 犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

基本理念

- 尊厳にふさわしい処遇の保障および更なる被害への配慮
- 犯罪被害者等が置かれている状況に応じた連携・協力
- きめ細かな途切れのない支援の提供

責務

- 県
 - ・ 支援施策を総合的に策定し実施
 - ・ 県民、事業者、市町等との相互連携
 - ・ 市町への情報の提供、助言等
- 県民・事業者
 - ・ 犯罪被害者等の現状や支援の必要性の理解
 - ・ 犯罪被害を理由とした不利益な取扱いへの配慮
 - ・ 支援施策への協力
- 民間支援団体
 - ・ 専門的知識、経験を活用した支援の実施
 - ・ 支援施策への協力
- 支援従事者
 - ・ 更なる被害に配慮した適切な対応

推進体制

- 支援に関する計画 施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定
- 総合的支援体制 支援に関する計画策定、連絡調整を行うものの配置
- 支援推進協議会 性暴力被害の特性を踏まえた支援体制の整備
- 人材の育成 施策に関する協議・連絡調整の協議会の設置
- 民間支援団体への支援 支援従事者に対する研修等の施策の実施
- 支援従事者への支援 活動促進のための情報提供・助言
- 支援従事者への支援 支援従事者の心理的外傷防止のための相談体制の整備

基本施策

- 相談・情報の提供等 必要な情報提供・助言・支援機関の紹介等
- 経済的支援の情報提供等 経済的な支援に関する情報の提供等
- 心身の影響の回復 保健医療サービス、福祉サービス等の提供
- 安全の確保 一時保護、施設入所による保護等
- 居住の安定 一時的な住居の提供、県営住宅への入居配慮等
- 雇用の安定 事業者が支援の必要性の理解を深めるための施策
- 県民の理解の増進 広報・啓発活動等を通じて県民の理解増進
- 学校における教育 現状や支援の必要性等の理解に係る教育の推進
- 財政上の措置 施策を推進するための財政上の措置